

新潟県死因究明等推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）第30条の規定に基づき、本県の状況に応じた死因究明等に関する施策の検討等を行うため新潟県死因究明等推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員は、次に掲げる団体等から知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体
- (3) 関係機関
- (4) 行政機関

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の途中で委員が交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。
- 5 会長は、会務を総理する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理者を出席させることができる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 協議会の事務は、新潟県福祉保健部地域医療政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。